

第22回ジャガイモシロシストセンチュウ対策検討会議の概要 (令和8年3月5日開催)

本会議においては、今年度の対応を報告するとともに、今後の対応について検討が行われ、以下の対応とすることが妥当とされた。

1. 令和7年度の緊急防除対策の実績

網走市、清里町及び斜里町において、令和6年度までの調査でジャガイモシロシストセンチュウ（Gp）が確認され、検出限界以下になっていない8ほ場25haにおいて対抗植物による防除を実施。

2. 令和7年度の調査結果

(1) 防除効果確認調査

網走市、清里町及び斜里町において、本年度の防除により、防除が完了した8ほ場25haにおいて防除効果を確認するための調査を実施し、網走市及び斜里町の4ほ場16haで検出限界以下となっていることを確認。一方、斜里町、清里町の4ほ場9haで検出限界以下とならなかった。

なお、令和6年の種馬鈴しょ検疫の検査でGpが確認されたものの、カップ法でGpが確認されなかった大空町内の1ほ場1haにおいても防除を行い、検出限界以下であることを確認。

(2) 検出限界以下ほ場における調査（フォローアップ調査）

令和6年度までに検出限界以下が確認された網走市、斜里町及び清里町のほ場のうち、令和6年度に、Gp抵抗性品種の馬鈴しょを植付けた又は馬鈴しょの代わりに他の作物を植え付けた44ほ場167haにおいて調査を実施したところ、42ほ場156haで検出限界以下を維持していることを確認。一方、斜里町及び清里町の2ほ場11haにおいてはGpを再び確認。

(3) Gpが再確認されたほ場における調査

検出限界以下ほ場における調査（フォローアップ調査）で令和6年度にGpが再確認された網走市及び斜里町の2ほ場9haにおいて、令和7年度の防除後に調査を実施したところ、全てのほ場で検出限

界以下となっていることを確認。

(4) 新たなG pの確認

令和7年度の種馬鈴しよ検疫の検査において、これまでG pが確認されたことのない小清水町の1ほ場1haにおいてG pを確認。

このことを受け、G pが確認されたほ場の関連ほ場を調査したところ、網走市でこれまでG pが確認されたことのない1大字において、1ほ場2haでG pを確認。

また、小清水町でG pが確認された大字内の全てのほ場(188ほ場479ha)において調査を実施し、23ほ場71haでG pを確認。

(5) G pの発生状況(令和8年2月時点)

現在、G pが確認されているほ場は網走市、斜里町、清里町、小清水町5大字28ほ場81ha。(上記(2)の2ほ場11haを除く。)

3. G pの新たな確認等に伴う対応

(1) 種馬鈴しよ検疫の検査における確認

①対応状況

上記2.(4)のとおり、G pが確認された小清水町及び網走市の計2大字においては、植物防疫官による移動検査等により、G pのまん延防止対策を実施。

②発生要因調査

小清水町及び網走市で今回確認されたG pについて、遺伝子系統解析を実施した結果、南米が起源で、現在、欧州、米国等で発生しているものと遺伝的に近い関係にあり、これまでに網走市等で確認されたG pと同一系統であることを確認。

また、G pの発生要因について、生産者等への聞き取り調査を実施したものの、その特定には至らなかった。

(2) 検出限界以下となったほ場における調査での再確認

①対応状況

上記2.(2)のとおり、令和7年度の検出限界以下となったほ場における調査でG pが確認された斜里町及び清里町の2ほ場につい

ては、既に取り組んでいる再発防止対策について徹底するよう指導を実施。

②再確認された要因の検討

再確認されたほ場では実施計画に則り、営農の中で再発防止対策が執られていたことから、これまでの事例と同様に、検出限界以下の確認以降にGpが増殖して確認（再発）されたということではなく、検出限界以下となった後もほ場に残存していたごくわずかなGpが検出された可能性が高いことが示唆された。

4. 今後の対策について

(1) 現在の防除区域での対応

①Gp発生ほ場における密度低減のための防除

Gpの発生が確認されているほ場については、小麦の収穫時期後における対抗植物の植栽による防除も活用し、密度低減のための防除を実施。

②防除区域の除外

本年度の調査の結果、これまでに防除を実施した全てのほ場においてGp密度が検出限界以下となったことが確認された網走市1大字（稲富）及び斜里町2大字（豊倉、来運）を防除区域から除外。

(2) 種馬鈴しょ検疫におけるGpの新規確認を踏まえた対応

①Gp発生ほ場における密度低減のための防除

Gpの発生が確認されているほ場については、小麦の収穫時期後における対抗植物の植栽による防除も活用し、密度低減のための防除を実施。

②発生範囲特定のための調査

上記2(4)の調査より、Gpが確認されたほ場の関連ほ場において調査を実施。また、Gpが確認された網走市の1大字の全てのほ場において調査を実施。

一連の調査においてGpが確認されたほ場においては、対抗植物の植栽による防除を実施した上で、あらためて検出限界以下が確認されるまでの間は、当該ほ場を含む一部地域において、現在実施している

まん延防止対策を実施。

③防除区域の追加

G p が新たに確認された小清水町の 1 大字及び網走市の 1 大字を防除区域に追加。

(3) 検出限界以下ほ場における G p の再確認を踏まえた対応

上記 3. (2) ②のとおり、今回の G p の再確認は、これまでの事例と同様、G p が増殖し確認されたことによるものとは考えられないため、G p のほ場内の密度は検出限界に近いレベルと推測され、G p のまん延リスクは限りなく低いと考えられる。このため、従前の対応どおり、確認ほ場を含む地域について防除区域への追加は行わず、再確認ほ場では現在実施している再発防止対策を引き続き実施するとともに、当該ほ場においては、令和 8 年度以降、対抗植物の植栽による防除を実施。

5. 現状を踏まえた今後の方向性について

- (1) 令和 7 年度においても、生産者、農業者団体等と連携し、G p 確認ほ場での防除を確実に進めた結果、複数の確認ほ場で検出限界以下となったことを確認。一方、一部の G p 確認ほ場では、防除実施後の調査においても G p が確認されており、継続的に対策を講じる必要が生じたことから、緊急防除の実施期間を延長。さらには、新たな地域でも G p が確認されているところ。
- (2) 早期収束に向けて防除対策を継続するとともに、このような現状や G p の性状を踏まえれば、検出限界以下が確認されたほ場については、まん延防止対策の徹底を継続しつつ、馬鈴しょを栽培する場合には G p 抵抗性品種を作付けする等、再発防止対策を講じていく必要。
- (3) 加えて、これまでに G p が確認されていないほ場や周辺地域であっても、新たに G p が確認される可能性も懸念されることから、G p の発生を未然に防止する観点から、既に現地で普及している G p 抵抗性品種を積極的に通常の営農の中に組み込んでいくことが重要。

- (4) このことについてはその実現に向けて、北海道庁が中心となり、市町村や農業者団体等と連携し、現地生産者の意識の醸成を図るとともに、緊急防除終了後におけるGp再発生を確認するための体制の構築や再発生時の対応等と併せて、検討を進める。
- (5) また、対抗植物についても、現在進めている研究事業の成果を踏まえながら、地元の生産者が通常の営農の中で活用できるよう、関係機関で引き続き検討を進める。